

ボランティア活動契約書

(以下「甲」という)と (以下「乙」という) は次の通りボランティア活動の契約をする。

- 第1条 甲はボランティアスタッフとして、乙と共に活動を行うものとする。
- 第2条 甲の活動内容は乙が指示するものとする。
- 第3条 本契約の期間は 年 月 日 ～ 年 月 日とし、延長する際にはその都度契約を更新するものとする。
- 第4条 甲は本契約による活動上で知り得た個人情報、機密事項については乙との間に機密保持義務が発生するものとし、この義務は本契約満了後も解除されないものとする。
- 第5条 乙の指示及び判断従った活動により甲が傷害を追った場合は、乙は後にに対して相当の賠償責任を負うものとする。
- 第6条 甲の活動中の怠慢、故意の過失及び本契約への違反より乙に損害が発生した場合、甲はその損害に対する賠償責任を負うと共に、本契約を直ちに解消するものとする。
- 第7条 本契約に定めのない事項は、甲及び乙双方協議の上解決する。
- 第8条 甲及び乙は本契約に関する紛争解決については、乙の所在地の管轄裁判所とする。

本契約を証するものとして本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙